

社会福祉法人高原町社会福祉協議会評議員選任・解任委員の報酬規程

(主 旨)

第 1 条 この規程は、高原町社会福祉協議会の評議員選任・解任委員会運営規程（以下「選任等委員会運営規程」という。）第 7 条に規定する委員の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第 2 条 委員会の拘束時間が 4 時間未満の場合は日額 5,600 円の半額を支給することとし、4 時間を超える場合は日額の全額を支給する。

2 前 1 項の拘束時間は、自宅から会議場所までの往復の時間を含むものとする。

3 前 1 項については、選任等委員会運営規程第 3 条第 3 項に掲げる委員の内、高原町職員、高原町社会福祉協議会職員には報酬は、支給しない。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 26 日より施行する。